

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案に対する意見公募要領

令和6年11月7日
商務情報政策局 情報経済課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係法令がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的とし、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）を策定、公表しています。

準則は、電子商取引を巡る取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルールメイクの状況等に応じて、見直し・改訂を行うこととしており、平成14年3月に策定して以来、これまで18回にわたり改訂を実施してきました（最終改訂は令和4年4月）。

今般、19回目の改訂について、改訂案等を取りまとめましたところ、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年11月7日（木）～令和6年12月9日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-johokeizai-grmt_atmark_meti.go.jp

※ 迷惑メール対策のため、アットマーク記号を「_atmark_」に置き換えて記載しています。「_atmark_」部分を半角アットマーク記号に置換の上送付してください。

※ 電子メールの件名を「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案に対する意見」として下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省商務情報政策局情報経済課 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」担当 宛

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案に対する意見提出用紙

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	